

「(仮称)能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、白神ウインド合同会社が、秋田県能代市及び山本郡八峰町において、最大で出力 105,000kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域内には複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地「米代川河口および周辺湖沼群」が存在しており、とりわけ同区域周辺に存在する小友沼は、秋田県指定鳥獣保護区に指定されているほか、重要野鳥生息地(IBA)となっており、対象事業実施区域及びその周辺は、ガン・ハクチョウ類の主要な渡り経路及び渡り期における採餌場となっている。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類が生息している。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

対象事業実施区域及びその周辺には、渡りの主要な経路や渡り鳥の集団渡来地である小友沼が存在している。また、本事業の調査結果より、同区域及びその周辺において、ガン・ハクチョウ類等の渡り及び採餌行動が確認されていることから、事業を実施した場合、当該区域に設置される風力発電設備を回避することで、渡りの経路や採餌環境が変化することによる渡り鳥への影響が強く懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、風力発電設備の設置の取りやめ又は配置等の見直しを実施するとともに、事後調査を踏まえ稼働調整等の必要な措置を講ずること。

(1) 稼働調整、配置等の見直しについて

対象事業実施区域及びその周辺において、ガン・ハクチョウ類等の渡り及び採餌行動が確認されており、風力発電設備が設置された場合、回避することによる渡りの主要な経路や採餌環境の変化による渡り鳥への影響が懸念される。このため、本事業の実施に伴うガン・ハクチョウ類等の移動経路の阻害等の影響を回避又は極力低減するため、区域内における渡りの経路上、最も障害になることが懸念される「比

八田1」「荒巻」については、設置の取りやめ又は配置等の見直しをするとともに、他の設置予定の風力発電設備と整列させることができない場合には、渡りの時期における稼働調整を適切に実施すること。

(2) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加の環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。
- エ 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続が終了若しくは手続中の風力発電事業が計画されている。他の事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他の事業者と確実に情報を共有し、必要に応じて合同での調査を実施すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。
- オ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

「1. 総論」に基づく風力発電設備の配置等の見直し等の措置や事後調査等を講じた上で、以下の措置を講ずること。

(1) 風車の影による影響

本事業の対象事業実施区域周辺には住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、さらに詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居等への事前説明を十分に実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働を制限する天候、季節、時間帯等の条件及び稼働を制限する風力発電設備を見直す等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

ア ガン・ハクチョウ類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、これら渡りの状況について事後調査を適切に実施するとともに、その結果、対象事業実施区域及びその周辺において、ガン・ハクチョウ類の衝突や渡りのルートの変更による確認羽数の変化等が認められた場合は、その結果及び事業者立ち上げによる協議会又は有識者ヒアリング等からの助言を踏まえ、風力発電設備の撤去又は鳥類との衝突等のおそれがある季節・時間帯等の稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、協議会を立ち上げる場合については、当該地域の自然環境に関する知見を有する専門家及び団体並びに地元自治体及び関連行政機関等からなるものとし、定期的を開催すること。また、協議会又は有識者ヒアリング等の結果及びそれを踏まえた対応については、広く公開することにより透明性及び客観性を確保した上で、事後調査等に係る協議会又は有識者ヒアリング等からの助言については、環境保全措置の内容に反映させること。

イ 冬季の希少猛禽類調査について、鳥類の渡り期の移動経路調査時に実施しているが、調査時間の確保が十分でないこと、また、オジロワシの飛翔調査においては、他の渡り個体を探索するため観察を中止している事例がみられることから、その把握のための調査が十分ではないと考えられる。このため、評価書の作成までに、冬季の希少猛禽類調査を実施し、その結果及び複数の専門家等からの助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

ウ 希少猛禽類等の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、バードストライクに係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、その結果及び専門家等からの助言を踏まえて、ブレードの目玉塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。